

平成29年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年4月10日(月)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年4月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	3番 坂上 康男	4番 宮野 秀一
5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治	8番 池上 俊一
9番 長谷川 泉	10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉
12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子
15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子	

5. 欠席委員は次のとおりである。

1番 池本 重徳	6番 濱村 隆喜
----------	----------

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治
農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局
濱北会長

それでは皆さん、御起立お願いします。礼。着席。

今日の欠席は、1番の池本委員と6番の濱村委員です。

それでは、始めたいと思います。改めまして、皆さんおはようございます。一言申し上げたいと思います。3月、4月は、退職や入社、それから入学・卒業と、いろいろ出会いと別れの月と言われておりますが、まさにそうかと思えます。入社される方、入学される方は夢と希望を持って入社されるわけですが、大きな夢を抱えて将来のために頑張っていたきたいと思います。私のことで申しわけありませんが、今年、私の孫が二人、小学校に入学します。ただ、私も希望を持っておりまして、健康が一番と思えますが、皆さんから愛される子供に育ててほしいと思っております。

桜の花も全国的には1週間から10日おくらしているような話がありましたが、雨ばかりで花を見る時間がなくなったような気がいたします。雨が降って、桜も大分散していると思えます。

今日は、29年度の第1回長洲町定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の提出議案は、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、13番馬場委員、14番増岡委員です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第1号でございます。農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり御報告をいたします。

受付番号12番になります。届出人の住所・氏名でございますが、荒尾市の方でございます。届出物件の表示でございますが、所在が宮野の字立野でございます。地番は1817番の1と1833番の2筆となっております。地目でございますが、1817番の1のほうが、台帳、現況ともに畑、848㎡です。1833番のほうが、台帳、現況ともに田、地積が927㎡でございます。権利取得日でございますけれども、平成28年11月10日、相続による所有権移転となっております。

以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりました。この件につきまして何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長	<p>ありがとうございます。原案どおり決定いたします。</p> <p>次に進みます。2ページです。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。受付番号54番、55番を一括して説明してください。</p> <p>報告第2号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届について、次のとおりご報告をいたします。</p> <p>受付番号54番でございます。賃貸人のほうは腹赤の方、賃借人のほうが向野区の方でございます。所在地でございますけれども、腹赤堀越、地番が1364番地。地目でございますが、台帳、現況ともに田。地積が939㎡。申請理由は合意解約。下に書いてございます、隣接農地との交換のためとなっております。合意解約の成立日、平成29年3月23日となっております。</p> <p>続きまして、55番でございます。賃貸人の方が腹赤の方、賃借人の方も同じく腹赤の方でございます。所在のほうも同じでございます。地番が1365番地でございます。地目も、台帳、現況ともに田でございます。地積が941㎡でございます。こちら申請理由といたしましては合意解約、同じく、隣接農地との交換となっております。合意解約の成立日が、平成29年3月23日となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま54番、55番の説明が終わりました。この件について何か質問等はございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
徳山委員 事務局	<p>これは、中間管理機構とか通してないですね。</p> <p>関係ないです。</p>
徳山委員 事務局	<p>個人的な。</p> <p>個人的です。交換といいますが、これがA、B、A、Bと作られていたのを、A、A、B、Bにすることです。それで、ここの結ぶ契約は、今度の議案の一番最後の4号になります。そのための解約です。今、1個飛びで作業しよるのを、こうしたいほうがいいという。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ありません の声有</p>
濱北会長	<p>なければ、承認することとしてよろしゅうございますか。</p> <p>異議なし の声有</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。原案どおり決定いたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>3ページです。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第1号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。</p> <p>受付番号13番でございます。譲渡人が立野区の方、譲受人も同じく立野区の方でございます。所在地が、宮野字高尾1599番の1でございます。台帳、現況</p>

ともに田、地積が594㎡でございます。申請理由といたしましては、経営規模拡大でございます。経営面積が1万1,856㎡となっております。

こちらの全部効率利用要件でございますけれども、現在、申請者は経営面積1万1,262㎡を経営されております。家族3人で農業に従事されており、水稲、野菜の作付を行っておられます。今回の申請地については、今後は野菜、タマネギの作付を行うということでございまして、今後、全て農地は耕作するということでございました。

農作業の常時従事要件でございますけれども、現在、譲受人は40年以上の農作業の経験がございます。また取得後も従事されるということで問題はないと思われま

す。農機具の所有状況でございますが、トラクターを1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有され、契約をされておりますので、農作業には支障はないと判断しております。

通作距離でございますが、自宅より車で二、三分で、問題はないと思われま

す。下限面積の要件でございますが、取得後の面積が、先ほど申しました1万1,856㎡になりますので、問題はないと思われま

す。地域との調和要件でございますが、これまでも地域での活動には参加されており、今後も地域活動には協力していくということでございました。

周辺の営農条件でございますが、申請地には野菜、タマネギの作付を行うとのことであり、営農に関しては地域の基本に従い行っていくということでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。ここで地元担当の14番、増岡委員に補足説明をお願いします。

増岡委員

4ページをごらんください。ここは住宅がぼつぼつありますけれども、私たちが農地調査したときには、草が生えておりましたので、昨年と同じように耕作放棄地のランクは黄色ということで提出しておりましたが、調査したときが暑かったので草があったものと思います。現在見て来ましたら、周囲は草を刈っており、畑に野菜を、あれは白菜かな、それとタマネギですね、タマネギはおくてのように思いましたが、タマネギが植わってあって、きれいに耕作されておりました。だから、ずっとされていたのかというあれもあったですけど、調査した時点では時期的に草があったから、ちょっとわからなかったです。その耕作の様子を見ますときれいに整備されているので、問題なく耕作していただけのも

す。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま受付番号の13番について説明が終わりました。何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長 全員賛成でありがとうございます。原案どおり決定することにいたします。ありがとうございました。

次に進みます。6ページです。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号でございます。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号8番になります。申請人の住所でございますが、梅田区の方でございます。申請物件の表示でございますが、所在が高浜字土井辻、地番が1131番地の1です。地目が、台帳、現況ともに畑、面積が2,067㎡でございます。申請理由といたしましては共同住宅2棟分です。施設の面積が1,005.88㎡です。

こちらの農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域であり第3種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますが、金融機関から残高証明及び融資の予約通知書が添付されており、事業費を超過しているということで適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成29年5月15日から着工予定を計画されております。遅滞なく事業に供することが見込まれます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に共同住宅2棟、8戸と10戸をそれぞれ建てられまして、駐車場21台分の建設を予定されており、面積としては妥当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、近隣農地が東南にあります。建物配置を考慮してなるべく農地部分に影響が出ないように計画をするということでございました。

その他の特記事項でございますけれども、雨水については、ため枘1カ所に集水し、西側の町道の道路側溝を利用することと、生活雑排水や污水については、公共下水道を利用するということでございました。

以上で説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございました。ここで、地区担当の11番土山委員に説明をお願いします。

土山委員 11番の土山です。8ページと9ページに書いてあります。8ページが説明しやすいので、8ページで説明します。

一番左下のほうにJR長洲駅があります。これを北の方向にずっと歩いて行きますと、すぐ道路の右側に該当の土地があります。ここは、先ほど言われたように約2反あります。2反に住居を2棟18戸と駐車場21台ということで、見た感じ、この辺は一番よか住宅地ですね。駅まで歩いて2分ぐらいで行ける場所で、周囲は全部家が建っている状態で何ら問題がないと思います。

濱北会長	<p>よろしく審査をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。受付番号 8 番について、何か質疑等はございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
馬場委員 濱北会長 馬場委員 濱北会長	<p>道路のこの主要地方道、幅は 4 メートル以上あつとですかね。</p> <p>ここは、県道で、あれから上がっていきます。</p> <p>駅のほうからは。</p> <p>駅からはあそこは行けません。歩いては行けますけど。昔、リヤカーは通りよったです。軽のトラックも通りません。</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の挙手をお願いします。</p> <p>賛成者挙手</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成で、原案どおり承認し決定いたします。次に進みます。10ページです。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号でございます。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。</p> <p>受付番号でございますが、37 番になります。使用借人が清源寺区の方、貸人も同じく清源寺の方です。申請物件の表示でございますが、所在のほう清源寺字稲満、地番が 1567 番の 1 です。台帳、現況ともに田、地積が 387㎡でございます。申請理由といたしましては、個人住宅となっております。施設面積は 63.35㎡です。</p> <p>農地区分でございますが、都市計画法に定められている用途地域でございますが、第 3 種農地として判断をしております。</p> <p>資力及び信用力でございますが、金融機関の住宅ローンの仮審査結果通知書が添付されており、事業費と同額のため適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成 29 年 5 月 1 日より着工予定と計画されております。遅滞なく事業が進むことが見込まれます。</p> <p>計画面積の妥当性でございますが、申請地に個人住宅 63.35㎡に駐車場と庭の建設を計画されており、妥当な面積と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、工事に関しては細心の注意を払うということ、被害が出た場合は転用者が自己責任において補償するというので、万全の対策を講じるということでございました。また隣接地とも協議は済んでいるということでございます。</p> <p>その他、特記事項でございますが、雨水は地下浸透やため枙に集水し、北側の道路、側溝へ排水するというのでございました。生活雑排水や汚水については、北側道路の公共下水道を利用するというのでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

濱北会長 ありがとうございます。ここで、地元委員で5番の上野委員に補足説明をお願いします。

上野委員 5番上野です。12ページに場所が書いてあります。ちょうど平原区ふれあい健康公園があるちょうど西側になります。何ら制約するようなことはありませんでした。

以上です。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明と地元委員の補足説明が終わりました。受付番号37番について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長 ないようですので、ここで賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成です。原案どおり決定いたします。ありがとうございます。

次に進みます。

14ページです。最後になります。議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 議案第4号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めるものでございます。

15ページをごらんください。今回の分は左側になります。5年の分が7,297㎡、これは田です。普通の畑、畑が848㎡、こちらのほうは10年となっております。

詳細については次のページ、16ページをごらんください。

今回、5人の方から5件出ております。上3件のほうが賃借権、下2件が使用貸借となっております。使用貸借につきましては5年と10年と先ほど申しましたように分かれております。

17ページに賃借権のほうが書いてあります。3件ございます。こちらにしましては、田が5筆、6,753㎡となっております。

18ページをごらんください。使用貸借となっております。2件ございます。こちらのほうが、田と畑になっておりまして、5年と10年とそれぞれ分かれた分が出ております。いずれにしても新規となっております。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ただいま事務局の説明が終わりました。この件について、何か質疑、質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長 ないようですので、原案のどおり承認し決定をいたします。

これで議案は終了いたしました。その他の件で皆さんから何かございませんか。

どうぞ。

土山委員 農地の利用権設定ば、やっぱ期間ば決めて誰でんしよらすですね、5年とか

10年とか。例えば、あれの期間が終わった場合、農業委員会から報告しちよるわけ、期間が終了しますよとか。どっちにも。

事務局

両方にしています。

土山委員

とにかく通知は出している。

事務局

出しています。地主さんと耕作者に。農業委員会じゃないですけど

土山委員

農林水産課のほうから出してるわけ。

事務局

はい。

濱北会長

ほかにはないですか。

どうぞ。

濱北会長

ほかにはないですか。何でもいいですよ。

ありません の声有

濱北会長

なければ、この後、終わりましたから事務局から説明があるそうですが。これをもちまして、平成29年第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

(事務局その他)

1. 農業委員活動記録セットについて
2. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

閉会(終了 午前10時29分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印